

令和4年6月定例県議会

建設常任委員会説明資料

土 木 部

目 次

1 予算関係について

令和4年度熊本県補正予算について

令和4年度6月補正予算資料 .....	1
令和4年度6月補正予算総括表 .....	2
令和4年度熊本県一般会計補正予算（議案第1号）	
道路整備課 .....	3
道路保全課 .....	4
都市計画課 .....	5
河川課 .....	6
港湾課 .....	7
砂防課 .....	8

2 条例等関係について

(1) 人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の制定について

都市計画課（議案第11号） .....	9～18
---------------------	------

(2) 熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例を廃止する条例の制定について

都市計画課（議案第12号） .....	19～20
---------------------	-------

(3) 熊本県建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

建築課（議案第13号） .....	21～22
-------------------	-------

(4) 専決処分の報告及び承認について

道路保全課（議案第16号～第17号） .....	23～25
--------------------------	-------

(5) 専決処分の報告について

監理課（報告第14号） .....	27～28
-------------------	-------

(6) 令和3年度繰越計算書の報告について

令和3年度繰越計算書(総括表)	29~30
令和3年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について(報告第1号)	
道路整備課	31
道路保全課	32
都市計画課	33~34
下水環境課	35
河川課	37~39
港湾課	41
砂防課	45~47
建築課	48
営繕課	49
住宅課	50
令和3年度熊本県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について(報告第2号)	
港湾課	42
令和3年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について(報告第3号)	
港湾課	43
令和3年度熊本県流域下水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について(報告第5号)	
下水環境課	36
令和3年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について(報告第4号)	
道路整備課	51
道路保全課	52
都市計画課	53
河川課	55~56

港湾課 ..... 57  
砂防課 ..... 59～60  
令和3年度熊本県流域下水道事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について  
(報告第6号)  
下水環境課 ..... 54



令和4年度6月補正予算資料

(単位:千円)

区分	一般会計						特別会計等			合計			
	普通建設事業			災害復旧事業			投資的経費計	消費的経費	一般会計計		投資的経費	消費的経費	特別会計等計
	補助事業	県単事業	直轄事業	補助事業	県単事業	直轄事業							
補正前予算額	40,299,102	21,331,556	14,687,370	8,925,012	539,000		85,782,040	9,911,958	95,693,998	2,090,515	5,517,154	7,607,669	103,301,667
今回補正額	6,541,700	153,000					6,694,700	40,000	6,734,700				6,734,700
合計	46,840,802	21,484,556	14,687,370	8,925,012	539,000		92,476,740	9,951,958	102,428,698	2,090,515	5,517,154	7,607,669	110,036,367
【各課別内訳】													(上段は今回補正額、下段は今回補正後の額)
監理課		163,320					163,320	750,017	913,337				913,337
用地対策課								118,024	118,024				118,024
土木技術管理課		139,498					139,498	124,261	263,759				263,759
道路整備課	4,092,523						4,092,523		4,092,523				4,092,523
	17,947,418	1,868,981	6,013,893				25,830,292	874,964	26,705,256				26,705,256
道路保全課	1,206,779						1,206,779	40,000	1,246,779				1,246,779
	7,757,651	5,013,339			339,000		13,109,990	3,116,513	16,226,503				16,226,503
都市計画課	138,100						138,100		138,100				138,100
	3,425,839	877,404					4,303,243	680,451	4,983,694				4,983,694
下水環境課	205,771	194,748					400,519	521,047	921,566	1,427,515	3,256,857	4,684,372	5,605,938
河川課	52,283	153,000					205,283		205,283				205,283
	5,060,652	8,894,696	6,348,000	8,925,012	200,000		29,428,360	587,468	30,015,828				30,015,828
港湾課	1,044,177						1,044,177		1,044,177				1,044,177
	2,294,412	1,923,432	1,354,250				5,572,094	1,293,556	6,865,650	663,000	2,260,297	2,923,297	9,788,947
砂防課	7,838						7,838		7,838				7,838
	9,180,254	1,670,848	971,227				11,822,329	232,527	12,054,856				12,054,856
建築課	16,673	18,691					35,364	419,186	454,550				454,550
管溝課		441,633					441,633	234,776	676,409				676,409
住宅課	952,132	277,966					1,230,098	999,168	2,229,266				2,229,266
合計	6,541,700	153,000					6,694,700	40,000	6,734,700				6,734,700
	46,840,802	21,484,556	14,687,370	8,925,012	539,000		92,476,740	9,951,958	102,428,698	2,090,515	5,517,154	7,607,669	110,036,367

令和4年度6月補正予算総括表

(単位：千円)

1 一般会計

課名	補正前予算額	今回補正額	合計	今回補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
監理課	913,337		913,337				
用地対策課	118,024		118,024				
土木技術管理課	263,759		263,759				
道路整備課	22,612,733	4,092,523	26,705,256	2,178,958	1,654,000		259,565
道路保全課	14,979,724	1,246,779	16,226,503	652,790	516,000	17,239	60,750
都市計画課	4,845,594	138,100	4,983,694	66,000	56,000	6,600	9,500
下水環境課	921,566		921,566				
河川課	29,810,545	205,283	30,015,828	31,369	171,000		2,914
港湾課	5,821,473	1,044,177	6,865,650	396,226	117,000	140,313	390,638
砂防課	12,047,018	7,838	12,054,856	3,750	3,000		1,088
建築課	454,550		454,550				
営繕課	676,409		676,409				
住宅課	2,229,266		2,229,266				
合計	95,693,998	6,734,700	102,428,698	3,329,093	2,517,000	164,152	724,455

2 港湾整備事業特別会計

港湾課	2,851,009		2,851,009				
-----	-----------	--	-----------	--	--	--	--

3 臨海工業用地造成事業特別会計

港湾課	72,288		72,288				
-----	--------	--	--------	--	--	--	--

4 用地先行取得事業特別会計

用地対策課							
-------	--	--	--	--	--	--	--

5 流域下水道事業会計

下水環境課	4,684,372		4,684,372				
-------	-----------	--	-----------	--	--	--	--

土木部合計	103,301,667	6,734,700	110,036,367	3,329,093	2,517,000	164,152	724,455
-------	-------------	-----------	-------------	-----------	-----------	---------	---------

令和4年度6月補正予算

道路整備課 (一般会計)

(単位:千円)

説明書の頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
P25	道路新設改良費	14,579,662	4,092,523	18,672,185	2,178,958	1,654,000		259,565	
P26	地域道路改築費	6,664,291	4,092,523	10,756,814	2,178,958	1,654,000		259,565	国庫内示に伴う増 4,071,581 国道325号(菊池市)外17箇所 新八代停車場線(八代市)外84箇所 【7月豪雨】 国道445号(人吉市) 20,942
道路整備課計		22,612,733	4,092,523	26,705,256	2,178,958	1,654,000		259,565	

令和4年度6月補正予算

道路保全課（一般会計）

(単位:千円)

説明書の 頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
P25 ) P26	道路橋りょう総務費	1,204,282	40,000	1,244,282	36,000			4,000	
	道路調査費		40,000	40,000	36,000			4,000	道路パトロールにおけるAI技術活用事業 道路パトロールにAI技術を活用し、道路の 維持管理の高度化・効率化に要する経費
	道路新設改良費	8,252,996	1,206,779	9,459,775	616,790	516,000	17,239	56,750	
	道路施設保全改築費	6,538,872	1,206,779	7,745,651	616,790	516,000	17,239	56,750	国庫内示に伴う増 国道389号（苓北町）外95箇所
道 路 保 全 課 計		14,979,724	1,246,779	16,226,503	652,790	516,000	17,239	60,750	

令和4年度6月補正予算

都市計画課（一般会計）

(単位:千円)

説明書の 頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
P29	土地区画整理費	1,143,200	138,100	1,281,300	66,000	56,000	6,600	9,500	
	土地区画整理事業費	1,190,000	138,100	1,328,100	66,000	56,000	6,600	9,500	【7月豪雨】 青井被災市街地復興土地区画整理に要する経費
都 市 計 画 課 計		4,845,594	138,100	4,983,694	66,000	56,000	6,600	9,500	

令和4年度6月補正予算

河川課（一般会計）

（単位：千円）

説明書の 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
P27	河川改良費	8,044,263	205,283	8,249,546	31,369	171,000		2,914	
	河川等災害関連事業費	1,758,940	52,283	1,811,223	31,369	18,000		2,914	【7月豪雨】 令和2年発生河川等災害関連事業の令和2年度予算において、不調・不落により工事契約に至らず、執行できなかったことに伴う事業費の増
	単県河川等災害関連事業費	500,760	153,000	653,760		153,000			【7月豪雨】 令和2年7月豪雨に伴う権限代行区間において、工事の支障となる電柱移転補償及び工事用道路造成に必要な用地補償に伴う事業費の増
河川課計		29,810,545	205,283	30,015,828	31,369	171,000		2,914	

令和4年度6月補正予算

港湾課（一般会計）

（単位：千円）

説明書の頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
P28	港湾建設費	4,265,853	1,044,177	5,310,030	396,226	117,000	140,313	390,638	
	海岸高潮対策事業費	135,200	289,000	424,200	144,500	117,000	14,450	13,050	国庫内示に伴う増 本渡港海岸（天草市）外5港
	港湾補修事業費	993,535	755,177	1,748,712	251,726		125,863	377,588	国庫内示に伴う増 熊本港（熊本市）外2港
港湾課計		5,821,473	1,044,177	6,865,650	396,226	117,000	140,313	390,638	

令和4年度6月補正予算

砂防課（一般会計）

（単位：千円）

説明書の 頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
P 2 7	砂 防 費	11,724,923	7,838	11,732,761	3,750	3,000		1,088	
	砂防設備等緊急改築事業費	260,205	7,838	268,043	3,750	3,000		1,088	国庫内示に伴う増 白川・緑川圏域（柏川他）外3圏域
砂 防 課 計		12,047,018	7,838	12,054,856	3,750	3,000		1,088	

第 11 号

人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の制定について  
人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業施行条例を次のように制定することとする。

令和 4 年 6 月 3 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業施行条例

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 5 条)
- 第 2 章 費用の分担 (第 6 条)
- 第 3 章 土地区画整理審議会 (第 7 条—第 1 5 条)
- 第 4 章 地積の決定の方法 (第 1 6 条—第 1 9 条)
- 第 5 章 土地及び権利の評価 (第 2 0 条—第 2 2 条)
- 第 6 章 清算 (第 2 3 条—第 2 9 条)
- 第 7 章 雑則 (第 3 0 条—第 3 2 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、令和 2 年 7 月豪雨により甚大な被害を受けた市街地の復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、土地区画整理法 (昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号。以下「法」という。) 第 3 条第 4 項及び被災市街地復興特別措置法 (平成 7 年法律第 1 4 号) 第 6 条第 3 項の規定により県が施行する人吉市における土地区画整理事業 (以下「事業」という。) について、法第 5 3 条第 1 項の規定に基づき、同項の施行規程を定めるものとする。

(事業の名称)

第 2 条 事業の名称は、人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業とする。

(施行地区に含まれる地域の名称)

第 3 条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、人吉市上青井町字上青井町の一部、下青井町字下青井町の一部及び宝来町字下町の一部とする。

(事業の範囲)

第 4 条 事業の範囲は、法第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する事業とする。

(事務所の所在地)

第 5 条 事業の事務所は、人吉市に置く。

第 2 章 費用の分担

第6条 事業に要する費用は、法第119条第1項の規定による人吉市の分担金、国の交付金等を充てるほか、県が負担する。

### 第3章 土地区画整理審議会

#### (土地区画整理審議会の設置)

第7条 法第56条第1項の規定により、人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員の定数)

第8条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 法第58条第1項の規定により施行地区内の宅地の所有者（以下「宅地所有者」という。）及び施行地区内の宅地について借地権を有する者（以下「借地権者」という。）のそれぞれのうちから各別に選挙された委員 8人
- (2) 法第58条第3項の規定により知事が土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから選任する委員（以下「学識経験委員」という。） 2人

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、5年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(立候補制)

第10条 第8条第2項第1号に掲げる委員は、次項に定める候補者のうちから選挙する。

- 2 土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「令」という。）第22条第3項の規定により確定した選挙人名簿に記載された者（以下「選挙人」という。）は、同条第1項の公告があった日から10日以内に、規則で定めるところにより、立候補届を知事に提出して自ら候補者となり、又は他の選挙人の承諾を得て立候補推薦届を知事に提出して当該他の選挙人を候補者としてすることができる。

(予備委員)

第11条 審議会に、宅地所有者から選挙された委員及び借地権者から選挙された委員ごとにそれぞれ予備委員を置く。

- 2 予備委員の数は、第8条第2項第1号に掲げる宅地所有者及び借地権者のそれぞれのうちから各別に選挙された委員の数（委員の数が奇数のときは、その数から1を減じた数。以下「委員定数」という。）のそれぞれ半数以内とする。ただし、委員定数が1人の場合は、1人とする。

- 3 予備委員は、委員の選挙において、当選人を除いて、次条に定める数以上の有効投票を得た者のうち得票数の多い者から順次なるものとし、得票数が同じであるときは、知事がくじでその順位を定める。

4 第8条第2項第1号に掲げる宅地所有者及び借地権者のうちからそれぞれ選挙された委員に欠員を生じた場合においては、前項の規定により定めた順位に従って、それぞれ順次予備委員をもって補充する。

5 前項の規定により委員を補充した場合においては、令第35条第5項の規定を準用する。

6 補充により委員となつた者は、前項の規定により準用する令第35条第5項の規定による公告のあつた日から委員としての資格を取得する。

(当選人又は予備委員となるために必要な得票数)

第12条 当選人又は予備委員となるために必要な得票数は、宅地所有者及び借地権者それぞれの委員定数で当該選挙におけるそれぞれの有効投票の総数を除して得た数の4分の1とする。

(委員の補欠選挙)

第13条 第8条第2項第1号に掲げる宅地所有者及び借地権者のそれぞれのうちから別に選挙された委員の欠員の数がそれぞれの委員定数の3分の1を超えた場合において、補充すべき予備委員がいなるときは、それぞれの委員の補欠選挙を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の事由が委員の任期満了前6月以内に生じたときは、補欠選挙は行わない。

(学識経験委員の補充)

第14条 知事は、学識経験委員に欠員を生じたときは、速やかに補欠の委員を選任する。(委任)

第15条 法、令及びこの条例に定めるもののほか、審議会 of 運営に關し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 第4章 地積の決定の方法

(基準地積の決定)

第16条 換地計画(法第86条第1項に規定する換地計画をいう。以下同じ。)において換地を定めるときは、基準となる従前の宅地の各筆の地積(以下「基準地積」という。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)における登記簿の地積(以下「登記地積」という。)とする。ただし、施行日において登記簿の地積がない宅地については、知事が実測した地積とする。

(基準地積の更正)

第17条 宅地所有者は、基準地積が事実と相違すると認めるときは、施行日から60日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添えて、知事に基準地積の更正を申請することができる。この場合において、その者の所有する宅地が2筆以上にわたるときは、その全部について申請しなければならない。

(1) 隣接する宅地等の地番及び所有者の氏名を記入した見取図

(2) 隣接する宅地等との境界標識の種類、境界点の位置及び境界点間の距離を記入し、隣接する宅地等の所有者が署名及び押印をした境界表示図

(3) 宅地の実測図(原則として縮尺250分の1とし、周囲の辺長及び求積に必要な事項を記載したもの)

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、申請人の立会いを求めて、当該申請に係る宅地の地積を確認しなければならない。この場合において、知事は、当該宅地に隣接する宅地等の所有者の立会いを求めることができる。

3 知事は、前項の規定により確認した地積が基準地積と相違する場合は、当該基準地積を更正しなければならない。

4 知事は、前3項の規定によるほか、基準地積が事実と相違すると認めるときは、宅地所有者及び当該宅地に隣接する宅地等の所有者の立会いを求めて、当該宅地の地積を実測して当該基準地積を更正することができる。

5 知事は、施行地区内の道路に囲まれた区域その他適当と認める区域において実測した地積と当該区域内の宅地の各筆の登記地積を合計した地積との間に差異がある場合は、当該差異に相当する地積を当該区域内の宅地(次に掲げる宅地を除く。)の基準地積に按分して、基準地積を更正しなければならない。

(1) 前条ただし書の規定により知事が実測した宅地

(2) 前2項の規定により基準地積を定めた宅地

(3) 国土調査法(昭和26年法律第180号)第2条第1項第3号に規定する地籍調査(同法第19条第5項の指定を受けたものを含む。)の成果に基づいて登記された宅地

(4) 登記所において地積測量図により地積が確認できる宅地  
(施行日後の分割)

第18条 施行日後に分割した宅地の分割後の宅地の各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の宅地の各筆の登記地積に按分して得た地積とする。

(所有権以外の権利の目的となる宅地の地積)

第19条 換地計画において、換地に係る所有権以外の権利(処分の制限を含む。以下この条において同じ。)の目的となるべき宅地又は当該宅地の部分を定めるときは、基準となる従前の宅地に存する所有権以外の権利の目的となつている従前の宅地又は当該従前の宅地の部分の地積(以下「基準権利地積」という。)は、当該従前の宅地の基準地積、施行日における当該従前の宅地の部分の登記地積又は法第85条第1項の規定による申告に係る地積(以下「申告地積」という。)とする。ただし、申告地積の合計が当該宅地の基準地積に符合しないときは、基準地積に符合するように按分その他適当と認める

方法により定めた地積を基準権利地積とする。

#### 第5章 土地及び権利の評価 (評価員の定数)

第20条 法第65条第1項の評価員（以下「評価員」という。）の定数は、3人とする。  
(土地の評価)

第21条 従前の宅地及び換地の価額については、知事はその位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

#### (権利の評価)

第22条 所有権以外の権利（地役権、留置権、先取特権、質権及び抵当権を除く。以下同じ。）の存する従前の宅地及び換地の価額については、知事が前条の従前の宅地及び換地の価額、賃貸料、利用状況、取引慣行等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて、所有権の価額と所有権以外の権利の価額とに区分して評価する。

#### 第6章 清算

#### (清算金の算定)

第23条 換地を定めた場合において徴収し、又は交付すべき清算金額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の割合を従前の宅地の価額（従前の宅地について所有権以外の権利が存する場合には、当該従前の宅地についての所有権又は所有権以外の権利の価額）に乗じて得た額（以下「従前の権利価額」という。）と当該換地の価額（換地について所有権以外の権利が存する場合には、当該換地についての所有権又は所有権以外の権利の価額）との差額とする。

2 換地を定めないで金銭で清算する場合又は所有権以外の権利を消滅させて金銭で清算する場合における交付すべき清算金額は、従前の権利価額とする。

#### (清算金の納期限等の通知)

第24条 知事は、清算金を徴収し、又は交付する場合において、納付又は交付の期限その他必要な事項を定め、その期限の30日前までに、清算金を納付すべき者又は清算金の交付を受けるべき者に通知する。

#### (清算金の相殺)

第25条 知事は、施行地区内の宅地又は宅地について存する権利について清算金又は減価補償金を交付すべき場合において、その交付を受けるべき者から徴収すべき清算金があるときは、その者から徴収すべき清算金とその者に交付すべき清算金又は減価補償金とを相殺することができる。

2 知事は、前項の規定による相殺を行うに当たり、徴収すべき清算金に係る宅地又はその宅地について存する権利について減価補償金がある場合は、当該徴収すべき清算金と当該減価補償金を相殺するものとする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第26条 知事は、徴収すべき清算金（前条の規定により相殺した場合においては、その相殺した後の残額。以下同じ。）又は交付すべき清算金の総額が1万円以上である場合は、別表に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。

2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は法第103条第4項の規定による換地処分の日から翌日における法定利率とし、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から付するものとする。

3 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、第2回以降の毎回の納付期限又は交付期限は、前回の納付期限又は交付期限の日から起算してそれぞれ6月を経過する日とする。

4 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の徴収額又は交付額は清算金の総額から第2回以後の徴収額又は交付額の総額（利子を除く。）を控除して得た額とし、第2回以後の徴収額又は交付額は清算金の総額を分割回数で除して得た額から100円未満の端数を控除して得た額にその回の利子を加えて得た金額とする。

5 知事は、第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、毎回の徴収額又は交付額及び毎回の納付期限又は交付期限を定め、清算金を納付すべき者又は清算金の交付を受けるべき者に通知する。

6 清算金を分割納付する者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。

7 知事は、第1項の規定により清算金を分割交付している場合において、必要があると認めるときは、交付期限においても清算金の全部又は一部を交付することができる。

8 知事は、清算金を分割納付する者が分割納付に係る納付金を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部について納付期限を繰り上げて徴収することができる。

9 清算金を分割納付する者又は清算金の分割交付を受ける者は、その氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(督促手数料及び延滞金)

第27条 知事は、法第110条第4項の規定により、清算金を滞納した者から督促手数料及び延滞金を徴収する。

2 前項の督促手数料は土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第17条

に規定する額とし、前項の延滞金は当該清算金の額に納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年10.75パーセントの割合を乗じて得た額とする。

3 知事は、生活の困窮その他特別の事情がある者については、延滞金を減額し、又は免除することができる。

(仮清算金への準用)

第28条 第23条から前条までの規定は、法第102条の規定により仮清算金を徴収し、又は交付すると知事が定めた場合に準用する。

(異動及び変更の届出)

第29条 清算が完了していない宅地について権利の異動(分割による異動を含む。)があったときは、当該異動に係る当事者の双方又は一方は、連署し、又は当該異動があったことを証する書類を添えて、遅滞なく知事にその旨を届けなければならない。

2 清算が完了していない宅地について権利を有する者が、その氏名又は住所(法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地)を変更した場合には、速やかに知事にその旨を届けなければならない。

#### 第7章 雑則

(所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止)

第30条 令第55条の2において準用する令第3条の規定による換地計画の縦覧開始日の公告の日から法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日までの間は、所有権以外の権利についての法第85条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は受理しない。

2 令第19条の規定による委員の選挙期日の公告の日から起算して20日を経過した日から令第22条第1項の規定による異議の申出がなかった旨又はすべての異議について決定した旨の公告の日までの間は、借地権についての法第85条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は受理しない。

(換地処分の時期の特例)

第31条 知事は、必要があると認めるときは、法第103条第2項ただし書の規定により、換地計画に係る区域の全部について事業の工事が完了する以前においても換地処分をすることができる。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この条例は、法第55条第9項の規定による人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の決定の公告の日から施行する。

別表 (第26条関係)

徴収し、又は交付すべき清算金の額	分割徴収し、又は分割交付する期限	分割の回数
1万円以上4万円未満	6月以内	2回
4万円以上7万円未満	1年以内	3回
7万円以上10万円未満	1年6月以内	4回
10万円以上13万円未満	2年以内	5回
13万円以上16万円未満	2年6月以内	6回
16万円以上20万円未満	3年以内	7回
20万円以上24万円未満	3年6月以内	8回
24万円以上28万円未満	4年以内	9回
28万円以上32万円未満	4年6月以内	10回
32万円以上	5年以内	11回

(提案理由)

人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業の施行規程として、必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

概 要

都市計画課

1	条例の名称 人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業施行条例
2	制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等） 人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業の施行規程として、必要な事項を定める必要がある。
3	内容 (1) 趣旨について定める。(第1条関係) (2) 事業の名称について定める。(第2条関係) (3) 施行地区に含まれる地域の名称について定める。(第3条関係) (4) 事業の範囲について定める。(第4条関係) (5) 事務所の所在地について定める。(第5条関係) (6) 費用の分担について定める。(第6条関係) (7) 土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）について定める。 ア 審議会の設置について定める。(第7条関係) イ 審議会の委員の定数について定める。(第8条関係) ウ 審議会の委員の任期について定める。(第9条関係) エ 審議会の委員選挙の立候補制について定める。(第10条関係) オ 審議会の予備委員について定める。(第11条関係) カ 審議会の委員選挙の得票数について定める。(第12条関係) キ 審議会の委員の補欠選挙について定める。(第13条関係) ク 審議会の学識経験委員の補充について定める。(第14条関係) ケ 審議会の運営に関し必要な事項の決定方法について定める。(第15条関係) (8) 地積の決定の方法について定める。 ア 基準地積の決定方法について定める。(第16条関係) イ 基準地積の更正について定める。(第17条関係) ウ 施行日後に分割した基準地積の決定方法について定める。(第18条関係) エ 所有権以外の権利の目的となる宅地の地積について定める。(第19条関係) (9) 土地及び権利の評価について定める。 ア 評価員の定数について定める。(第20条関係) イ 土地の評価について定める。(第21条関係) ウ 権利の評価について定める。(第22条関係)

- (10) 清算について定める。
- ア 清算金の算定について定める。(第23条関係)
  - イ 清算金の納期限等の通知について定める。(第24条関係)
  - ウ 清算金の相殺について定める。(第25条関係)
  - エ 清算金の分割徴収又は分割交付について定める。(第26条関係)
  - オ 清算金の督促手数料及び延滞金について定める。(第27条関係)
  - カ 仮清算について定める。(第28条関係)
  - キ 権利の異動及び変更の届出について定める。(第29条関係)
  - (11) 所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止について定める。(第30条関係)
  - (12) 換地処分の時期の特例について定める。(第31条関係)
  - (13) その他この事業の施行に関し必要な事項の決定方法について定める。(第32条関係)
  - (14) この条例は、法第55条第9項の規定による人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の決定の公告の日から施行する。

第12号

熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例を廃止する条例の制定について

熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例を廃止する条例

熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例（平成23年熊本県条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

熊本駅周辺地域鉄道高架化基金を活用した事業の終了に伴い、熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

概要

都市計画課

1 条例の名称

熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例を廃止する条例

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

熊本駅周辺地域における鉄道施設の高架化に関する事業について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が負担した熊本駅周辺地域鉄道高架化基金を活用した事業の終了に伴い、熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例を廃止する必要がある。

3 内容

（1）熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例を廃止する。

（2）この条例は、公布の日から施行する。

第 13 号

熊本県建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県建築基準条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 4 年 6 月 3 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県建築基準条例の一部を改正する条例

熊本県建築基準条例（昭和 4 6 年熊本県条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 8 条中「第 8 5 条第 5 項及び第 6 項」を「第 8 5 条第 6 項及び第 7 項」に、「第 8 7 条の 3 第 5 項」を「第 8 7 条の 3 第 6 項」に、「同条第 6 項」を「同条第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

概要

建築課

1 条例の名称  
熊本県建築基準条例の一部を改正する条例

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）  
建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

3 内容  
（1） 建築基準法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。（第28条関係）  
（2） この条例は、公布の日から施行する。

第 16 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事  
件について、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 3 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 42 号

和解 及び 損害賠償額 の 決定 について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県  
との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和 4 年 3 月 28 日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和 2 年 7 月 8 日 一般県道北外輪山大津線 菊池郡大津町大字古城地 内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	336,600円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 17 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件について、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 3 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 1 号

和解 及び 損害賠償額 の 決定 について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和 4 年 4 月 22 日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和 3 年 12 月 25 日 一般国道 266 号 上天草市松島町阿村地内 蓋不全	有限会社クア一 オルト (車両所有者)	762,036 円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。





報告第 14 号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 3 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年4月28日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

発 生 日 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和4年1月31日 阿蘇市一の宮町宮地 地内	個 人 (車両所有者) 普通乗用車	22,800円	当事者双方は、今後 本件に関して、裁判上 又は裁判外において一 切の異議及び請求の申 立てをしないこと。

専決処分の報告について（報告第14号）

概 要

監理課

No	報告 番号	日 時	場 所	区 分	過失 割合	損害額 (円)	県側の 負担額	相手方の 負担額	県の損害 賠償額	事故の状況
1	14	令和4年1月31日 午前11時25分頃	阿蘇市一の宮町 宮地地内	県(公用車)	20%	175,355	35,071	140,284	22,800円	職員が現場監督業務を終え、小国町から帰庁時、阿蘇神社前の道路を阿蘇地域振興局方面へ走行中、阿蘇神社の第1駐車場から一旦停止をせず飛び出した車両の側面に衝突したものの。
				相手側(車両)	80%	114,000	22,800	91,200		

## 令和3年度繰越計算書(総括表)

### 1 繰越明許費

#### (1) 一般会計(報告第1号)

(単位:円)

課名	最終予算額	繰越に係る事業予算額	翌年度繰越額	備考
道路整備課	30,638,868,000	21,525,207,000	12,707,265,031	
道路保全課	18,535,751,000	15,191,403,139	9,517,607,819	
都市計画課	6,464,837,000	5,616,682,897	3,588,903,831	
下水環境課	1,001,040,000	223,350,000	45,186,450	
河川課	48,781,779,000	34,897,096,329	28,538,727,635	
港湾課	7,488,306,000	5,051,971,000	3,580,236,717	
砂防課	13,018,927,000	11,585,361,636	9,756,586,824	
建築課	472,670,000	34,471,000	25,558,707	
営繕課	682,667,000	426,463,000	214,628,262	
住宅課	1,923,014,000	1,462,108,000	378,522,942	
合計	129,007,859,000	96,014,114,001	68,353,224,218	

#### (2) 港湾整備事業特別会計(報告第2号)

(単位:円)

課名	最終予算額	繰越に係る事業予算額	翌年度繰越額	備考
港湾課	3,255,084,000	1,060,971,000	393,701,989	

#### (3) 臨海工業用地造成事業特別会計(報告第3号)

(単位:円)

課名	最終予算額	繰越に係る事業予算額	翌年度繰越額	備考
港湾課	214,638,000	101,702,000	6,782,142	

#### (4) 流域下水道事業会計(報告第5号)

(単位:円)

課名	最終予算額	繰越に係る事業予算額	翌年度繰越額	備考
下水環境課	4,485,962,000	432,550,000	300,400,000	

合計	136,963,543,000	97,609,337,001	69,054,108,349	(単位:円)
----	-----------------	----------------	----------------	--------

## 令和3年度繰越計算書(総括表)

### 2 事故繰越

#### (1) 一般会計(報告第4号)

(単位:円)

課 名	繰越に係る事業予算額	翌年度繰越額	備 考
道 路 整 備 課	11,180,818,184	1,285,274,161	
道 路 保 全 課	11,473,952,681	119,510,048	
都 市 計 画 課	6,253,485,453	1,401,876,738	
河 川 課	34,498,243,375	10,978,772,147	
港 湾 課	2,798,449,029	426,914,534	
砂 防 課	9,276,212,341	4,249,668,563	
合 計	75,481,161,063	18,462,016,191	

#### (2) 流域下水道事業会計(報告第6号)

(単位:円)

課 名	繰越に係る事業予算額	翌年度繰越額	備 考
下 水 環 境 課	1,074,012,114	76,076,000	

合 計	76,555,173,177	18,538,092,191	(単位:円)
-----	----------------	----------------	--------

令和3年度一般会計繰越明許費繰越計算書

道路整備課 (一般会計)

(単位:円)

議案の 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
P39	土木費	道路橋りょう費	道路改築費	6,270,210,000	2,293,657,676	計画に関する諸条件 5件 国道324号 本渡道路(天草市) 外4箇所
			単県道路改築費	1,156,328,000	762,093,889	計画に関する諸条件 64件 設計に関する諸条件 1件 用地の関係 6件 人吉水俣線(水俣市) 外70箇所
			地域道路改築費	10,414,212,000	6,963,599,409	計画に関する諸条件 121件 用地の関係 10件 国道388号(水上村) 外130箇所
			道路計画調査費	6,600,000	1,708,000	計画に関する諸条件 2件 熊本都市圏道路 外1箇所
			単県幹線道路整備特別事業費	170,967,000	80,615,578	計画に関する諸条件 5件 荒尾長洲線(荒尾市) 外4箇所
			道路施設保全改築費	2,991,890,000	2,320,276,290	計画に関する諸条件 63件 設計に関する諸条件 4件 辛川鹿本線 미래大橋(菊陽町) 外66箇所
			単県橋りょう補修費	515,000,000	285,314,189	計画に関する諸条件 16件 小川嘉島線 田中橋(宇城市) 外15箇所
道路整備課計			21,525,207,000	12,707,265,031		

令和3年度一般会計繰越明許費繰越計算書

道路保全課（一般会計）

（単位：円）

議案の 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
P38 ～ P39	土木費	道路橋りょう費	単県道路災害防除費	615,669,000	415,280,768	計画に関する諸条件 43件 原立門線（菊池市）外42箇所
			単県道路施設修繕費	1,746,861,000	808,034,051	計画に関する諸条件 25件 県内一円
			単県道路景観整備事業費	204,500,000	88,400,000	計画に関する諸条件 13件 県内一円
			単県交通安全施設等 整備事業費	180,288,000	71,900,000	設計に関する諸条件 20件 益城菊陽線（益城町）外19箇所
			単県舗装費	1,919,850,000	492,700,000	計画に関する諸条件 57件 山鹿植木線（山鹿市）外56箇所
			道路施設保全改築費	10,429,996,139	7,572,293,000	計画に関する諸条件 207件 設計に関する諸条件 42件 用地の関係 34件 補償処理の困難 1件 資材の入手難 1件 国道443号（益城町）外284箇所
			未就学児等交通安全 緊急対策事業費	94,239,000	69,000,000	用地の関係 2件 水俣田浦線（水俣市）外1箇所
道路保全課計				15,191,403,139	9,517,607,819	

令和3年度一般会計繰越明許費繰越計算書

都市計画課 (一般会計)

(単位:円)

議案の 頁 数	款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	繰 越 の 理 由
P 4 4 } P 4 5	土 木 費	都 市 計 画 費	都市計画事業調査費	55,071,000	39,464,492	計画に関する諸条件 1件 県内一円
			総合都市交通体系調査費	9,000,000	9,000,000	計画に関する諸条件 1件 県内一円
			全国都市緑化祭事業費	21,000,000	1,541,000	計画に関する諸条件 1件 県内一円
			土地区画整理事業費	1,016,980,000	715,198,320	用地の関係 4件 益城中央地区(益城町)
			沿道整備街路事業費	320,000,000	139,728,348	補償処理の困難 2件 益城中央線(益城町)
			単県街路促進事業費	167,571,541	84,748,626	計画に関する諸条件 1件 用地の関係 1件 益城中央線(益城町)外1箇所
			熊本都市圏渋滞対策事業費	123,520,000	111,200,000	計画に関する諸条件 1件 熊本都市圏
			街路整備事業費	3,214,889,000	2,014,881,591	計画に関する諸条件 1件 用地の関係 1件 益城中央線(益城町)外1箇所
			公園整備促進事業費	32,864,000	26,477,081	計画に関する諸条件 6件 熊本県民総合運動公園(熊本市)外5箇所
			都市公園整備事業費	645,591,356	436,780,546	計画に関する諸条件 8件 熊本県民総合運動公園(熊本市)外7箇所

令和3年度一般会計繰越明許費繰越計算書

都市計画課 (一般会計)

(単位:円)

議案の 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
P4-5	土木費	都市計画費	単県都市公園 環境整備事業費	10,196,000	9,883,827	計画に関する諸条件 2件 熊本県民総合運動公園(熊本市)外1箇所
都市計画課計				5,616,682,897	3,588,903,831	

令和3年度一般会計繰越明許費繰越計算書

下水環境課 (一般会計)

(単位:円)

議案の 頁 数	款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	繰 越 の 理 由
P29	農 林 水 産 業 費	農 地 費	農 業 集 落 排 水 施 設 整 備 事 業 費	223,350,000	45,186,450	計画に関する諸条件 4件 資材の入手難 1件 玉名市(横島地区)外4箇所
下 水 環 境 課 計				223,350,000	45,186,450	

令和3年度熊本県流域下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

議案の 項 数	款	項	事 業 名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 額 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するの購入 資産 限 度 額	説 明	
							補 助 金 等 交 付 金	企 業 債	損 益 勘 定 等 留 保 資 金				
				円	円	円	円	円	円	円	円		
P 7 8	1	資本的 支出	1	建設改良費	432,550,000	132,150,000	300,400,000	157,300,000	71,000,000	72,100,000			
				熊本北部流域下水道建設改良事業	306,550,000	54,150,000	252,400,000	134,300,000	59,000,000	59,100,000			新型コロナウイルス感染症の感染拡大により業務全般において遅延が発生し、不測の日数を要したため。
				球磨川上流流域下水道建設改良事業	1,000,000		1,000,000			1,000,000			新型コロナウイルス感染症の感染拡大により業務全般において遅延が発生し、不測の日数を要したため。
				八代北部流域下水道建設改良事業	125,000,000	78,000,000	47,000,000	23,000,000	12,000,000	12,000,000			新型コロナウイルス感染症の感染拡大により業務全般において遅延が発生し、不測の日数を要したため。

令和3年度一般会計繰越明許費繰越計算書

河川課（一般会計）

（単位：円）

議案の 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
P40	土木費	河川海岸費	河川調査費	298,773,000	199,082,601	計画に関する諸条件 9件 県内一円
			治水堤防費	1,714,019,000	1,034,637,787	計画に関する諸条件 25件 県内一円
			河川環境 美化推進事業費	218,334,000	12,424,044	計画に関する諸条件 4件 県内一円
			河川外来種等 緊急対策事業費	54,112,000	10,034,000	計画に関する諸条件 2件 県内一円
			河川掘削事業費	2,186,010,000	640,643,496	計画に関する諸条件 11件 県内一円
			単県河川海岸情報 基盤整備事業費	99,000,000	64,778,627	計画に関する諸条件 1件 県内一円
			河川改修事業費	4,629,462,000	4,101,467,039	計画に関する諸条件 32件 設計に関する諸条件 3件 用地の関係 6件 補償処理の困難 3件 御溝川（人吉市）外43箇所
			堰堤改良費	679,678,100	656,857,717	計画に関する諸条件 4件 氷川ダム（八代市）外3箇所
			河川等災害 関連事業費	646,344,329	567,575,714	計画に関する諸条件 8件 関川（荒尾市、南関町）外7箇所

令和3年度一般会計繰越明許費繰越計算書

河川課（一般会計）

（単位：円）

議案の 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
P41 P43	土木費	河川海岸費	単県河川改良費	2,232,649,900	1,717,602,095	計画に関する諸条件 36件 設計に関する諸条件 4件 用地の関係 1件 大鞆川（八代市）外40箇所
			単県特定構造物 改築事業費	216,300,000	160,406,042	計画に関する諸条件 18件 設計に関する諸条件 2件 浦川（長洲町）外19箇所
			単県河川 環境整備費	44,000,000	2,000,000	計画に関する諸条件 1件 坪井川遊水地（熊本市）
			単県ダム改良費	145,218,000	102,772,904	計画に関する諸条件 5件 市房ダム（水上村）外4箇所
			単県ダム 堆砂排除事業費	150,400,000	55,622,933	計画に関する諸条件 5件 市房ダム（水上村）外4箇所
			単県河川災害 関連事業費	1,367,460,000	1,143,893,915	計画に関する諸条件 10件 胸川（人吉市）外9箇所
			単県海岸保全費	261,080,000	201,374,082	計画に関する諸条件 10件 設計に関する諸条件 1件 治郎田海岸（上天草市）外10箇所
			海岸堤防等老朽化 対策緊急事業費	484,560,000	445,724,671	計画に関する諸条件 10件 新開海岸（上天草市）外9箇所
土木費計			15,427,400,329	11,116,897,667		

令和3年度一般会計繰越明許費繰越計算書

河川課（一般会計）

（単位：円）

議案の 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
P 5 1 ） P 5 2	災害復旧費	土木災害復旧費	過 年 発 生 国 庫 補 助 災 害 土 木 費 （ 河 川 ）	14,353,639,000	13,443,894,159	計画に関する諸条件 589件 設計に関する諸条件 35件 用地の関係 13件 補償処理の困難 1件 資材の入手難 231件 渡大槻線（球磨村）外868箇所
			現 年 発 生 国 庫 補 助 災 害 土 木 費 （ 河 川 ）	4,353,786,000	3,814,243,124	計画に関する諸条件 178件 用地の関係 72件 資材の入手難 66件  胸川（人吉市）外315箇所
			河 川 等 災 害 復 旧 受 託 事 業 費	238,865,000	57,000,000	計画に関する諸条件 2件  淡島裏参道橋（山江村）外1箇所
			市 町 村 災 害 復 旧 指 導 監 督 事 務 費	154,676,000	29,936,000	計画に関する諸条件 1件  県内一円
			河 川 等 復 旧 県 災 害 復 旧 費	6,730,000	6,730,000	計画に関する諸条件 6件  下津深江川（天草市）外5箇所
			災 害 復 旧 事 業 設 計 調 査 費	362,000,000	70,026,685	計画に関する諸条件 5件  和仁川（和水町）外4箇所
			災 害 復 旧 費 計			19,469,696,000
河 川 課 計			34,897,096,329	28,538,727,635		



令和3年度一般会計繰越明許費繰越計算書

港湾課（一般会計）

（単位：円）

議案の 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
P43 ） P44	土木費	港湾費	海岸整備交付金事業費	729,472,000	563,107,139	計画に関する諸条件 11件 八代港海岸（八代市） 外10箇所
			単県港湾修築事業費	101,809,000	23,435,183	計画に関する諸条件 6件 三角港（宇城市） 外5箇所
			単県港湾事業調査費	115,000,000	75,714,616	計画に関する諸条件 6件 熊本港（熊本市） 外5箇所
			港湾環境整備事業費	1,070,206,000	1,070,206,000	計画に関する諸条件 1件 熊本港（熊本市）
			単県港湾維持浚渫事業費	1,118,163,000	261,579,466	計画に関する諸条件 6件 熊本港（熊本市） 外5箇所
			単県港湾海岸危機管理対策事業費	8,160,000	3,721,935	計画に関する諸条件 1件 全県港海岸
			港湾整備交付金事業費	1,644,621,000	1,330,066,556	計画に関する諸条件 31件 設計に関する諸条件 1件 田浦港（芦北町） 外10箇所
			天草空港修繕費	40,404,000	38,150,768	設計に関する諸条件 1件 天草空港（天草市）
			天草空港滑走路端安全区域（RESA）整備事業費	164,000,000	155,119,054	設計に関する諸条件 1件 天草空港（天草市）
P52	災害復旧費	土木災害復旧費	港湾単県災害復旧費	60,136,000	59,136,000	計画に関する諸条件 2件 八代港（八代市） 外1箇所
港湾課計				5,051,971,000	3,580,236,717	

令和3年度港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書

港湾課（港湾整備事業特別会計）

(単位:円)

議案の の頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
P55	土木費	港湾費	港湾修築費	313,571,000	233,101,989	計画に関する諸条件 5件 熊本港（熊本市）外2港
			物流拠点 機能向上事業費	747,400,000	160,600,000	計画に関する諸条件 5件 八代港（八代市）外1港
港湾課計				1,060,971,000	393,701,989	

令和3年度臨海工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書

港湾課（臨海工業用地造成事業特別会計）

（単位：円）

議案の の頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
P57	土木費	港湾費	八代港臨海用地費 維持管理事業	60,000,000	5,000,000	計画に関する諸条件 1件 八代港（八代市）
			熊本港臨海用地費 分譲推進事業	41,702,000	1,782,142	計画に関する諸条件 1件 熊本港（熊本市）
港湾課計				101,702,000	6,782,142	



令和3年度一般会計繰越明許費繰越計算書

砂防課 (一般会計)

(単位:円)

議案の 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
P41 く P42	土木費	河川海岸費	通常砂防事業費	1,231,230,460	1,087,145,787	計画に関する諸条件 10件 設計に関する諸条件 8件 用地の関係 1件 坂谷川(甲佐町) 外18箇所
			地すべり 対策事業費	391,470,000	323,231,780	計画に関する諸条件 6件 用地の関係 3件 間所(御船町) 外8箇所
			急傾斜地崩壊 対策事業費	608,524,650	430,575,449	計画に関する諸条件 9件 設計に関する諸条件 6件 用地の関係 1件 山中地区(山都町) 外15箇所
			単県砂防事業費	203,300,000	165,445,806	計画に関する諸条件 2件 用地の関係 1件 見瀬西川(南阿蘇村) 外2箇所
			単県砂防事業費 (熊本広域大被害分)	123,050,000	85,050,252	計画に関する諸条件 2件 設計に関する諸条件 1件 用地の関係 1件 小園川(小国町) 外3箇所
			単県地すべり 対策事業費	32,100,000	24,870,792	設計に関する諸条件 1件 大多尾(天草市)
			単県急傾斜地崩壊 対策事業費	527,520,000	337,286,340	計画に関する諸条件 12件 設計に関する諸条件 3件 用地の関係 5件 丸尾A地区(芦北町) 外19箇所
			単県砂防調査費	32,000,000	27,180,777	計画に関する諸条件 1件 設計に関する諸条件 6件 県内一円
			災害関連緊急地すべり 対策事業費	367,500,000	295,896,598	設計に関する諸条件 2件 大矢崎(天草市) 外1箇所

令和3年度一般会計繰越明許費繰越計算書

砂防課 (一般会計)

(単位:円)

議案の 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
P42 ~ P43	土木費	河川海岸費	砂防激甚災害対策 特別緊急事業費	2,614,002,667	2,430,479,649	計画に関する諸条件 17件 設計に関する諸条件 16件 用地の関係 2件 小崎川(芦北町) 外34箇所
			火山砂防事業費	2,537,213,000	2,081,636,770	計画に関する諸条件 28件 設計に関する諸条件 1件 用地の関係 8件 補償処理の困難 1件 濁川(南阿蘇村) 外37箇所
			火山噴火警戒避難 対策事業費	20,900,000	14,544,680	計画に関する諸条件 1件 阿蘇山(阿蘇市、高森町、南阿蘇村)
			土砂災害監視システム 維持管理費	43,992,000	4,003,952	資材の入手難 1件 県内一円
			単県砂防施設 維持管理費	329,259,000	255,650,716	計画に関する諸条件 3件 設計に関する諸条件 7件 用地の関係 4件 県内一円
			土砂災害警戒避難 対策事業費	1,437,242,000	1,207,816,375	計画に関する諸条件 24件 設計に関する諸条件 1件 県内一円
			危険地区からの 移転促進事業費	90,000,000	62,756,757	計画に関する諸条件 1件 県内一円
			砂防設備等 緊急改築事業費	793,863,000	727,582,813	計画に関する諸条件 7件 設計に関する諸条件 3件 用地の関係 2件 岩城(錦町) 外11箇所

令和3年度一般会計繰越明許費繰越計算書

砂防課（一般会計）

（単位：円）

議案の 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
P43	土木費	河川海岸費	特定緊急砂防事業費	202,194,859	195,431,531	計画に関する諸条件 6件 用地の関係 4件 行徳川（八代市）外9箇所
砂防課計				11,585,361,636	9,756,586,824	

令和3年度一般会計繰越明許費繰越計算書

建築課（一般会計）

（単位：円）

議案の 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
P38	土木費	土木管理費	建築物防災対策 推進事業費	26,471,000	24,495,000	計画に関する諸条件 1件 水俣市
			危険ブロック塀等 安全確保支援事業費	8,000,000	1,063,707	計画に関する諸条件 1件 熊本市
建築課計				34,471,000	25,558,707	

令和3年度一般会計繰越明許費繰越計算書

管 轄 課 ( 一 般 会 計 )

(単位:円)

議案の 頁 数	款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	繰 越 の 理 由
P38	土 木 費	土 木 管 理 費	県有施設保全改修費	426,463,000	214,628,262	計画に関する諸条件 7件 芦北総合庁舎 外6箇所
管 轄 課 計				426,463,000	214,628,262	

令和3年度一般会計繰越明許費繰越計算書

住 宅 課 ( 一 般 会 計 )

(単位:円)

議案の 頁 数	款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	繰 越 の 理 由
P45 ) P46	土 木 費	住 宅 費	公営住宅維持補修費	690,379,000	21,196,923	計画に関する諸条件 6件 県営江津湖団地 外
			公営住宅建設費	31,818,000	22,701,106	計画に関する諸条件 4件 県営武蔵ヶ丘団地 外
			公営住宅ストック 総合改善事業費	739,911,000	334,624,913	計画に関する諸条件 13件 県営江津湖団地 外
住 宅 課 計				1,462,108,000	378,522,942	

令和3年度一般会計事故繰越し繰越計算書

道路整備課（一般会計）

（単位：円）

議案の 頁 数	款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	繰 越 の 理 由
P65 ） P66	土 木 費	道路橋りょう費	道 路 改 築 費	808,687,000	196,737,000	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、測量及び立入調査に係る地権者との合意形成に不測の日数を要したため 国道266号大矢野道路（上天草市）
			地 域 道 路 改 築 費	10,372,131,184	1,088,537,161	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、関係者との協議が困難となり、工事施工や補償物件の移転に不測の日数を要したため 国道219号（球磨村）外15箇所
道 路 整 備 課 計				11,180,818,184	1,285,274,161	

令和3年度一般会計事故繰越し繰越計算書

道路保全課（一般会計）

（単位：円）

議案の 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
P66	土木費	道路橋りょう費	道路施設保全改築費	11,473,952,681	119,510,048	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため 八代鏡字土線（八代市）外2箇所
道路保全課計				11,473,952,681	119,510,048	

令和3年度一般会計事故繰越し繰越計算書

都市計画課（一般会計）

（単位：円）

議案の 頁 数	款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	繰 越 の 理 由
P71 ） P-72	土 木 費	都 市 計 画 費	土地区画整理事業費	2,291,055,896	630,205,477	宅地造成高や乗入位置調整等に係る権利者との合意形成に遅れが生じ、工事施工に不測の日数を要したため 益城中央地区（益城町）
			単県街路促進事業費	11,034,459	11,034,459	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、権利者との協議に不測の日数を要したため 益城中央線（益城町）
			街路整備事業費	3,173,635,455	648,185,421	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、権利者との協議に不測の日数を要したため 益城中央線（益城町）外1箇所
			都市公園整備事業費	777,759,643	112,451,381	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、施工業者における人員確保及び資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため 水俣広域公園（水俣市）
都 市 計 画 課 計				6,253,485,453	1,401,876,738	

令和3年度熊本県流域下水道事業会計予算繰越計算書  
地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

議案の 項 数	款	項	事 業 名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 額	翌 年 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要する 資産の購入限度額	説 明
							補 助 金 等 付 金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
				円	円	円	円	円	円	円	円	
P 8 0	1	資本的支出	1 建設費 改良		1,074,012,114	993,031,673	76,076,000	43,238,000	15,000,000	17,838,000	4,904,441	
				熊本北部流域下水道建設改良事業	402,600,000	400,140,000	2,460,000	1,230,000	500,000	730,000		新型コロナウイルス感染症の感染拡大により業務全般において遅延が発生し、不測の日数を要したため。
				球磨川上流流域下水道建設改良事業	114,100,000	98,828,000	15,272,000	7,636,000	3,500,000	4,136,000		新型コロナウイルス感染症の感染拡大により業務全般において遅延が発生し、不測の日数を要したため。
				八代北部流域下水道建設改良事業	557,312,114	494,063,673	58,344,000	34,372,000	11,000,000	12,972,000	4,904,441	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により業務全般において遅延が発生し、不測の日数を要したため。

令和3年度一般会計事故繰越し繰越計算書

河川課（一般会計）

（単位：円）

議案の 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
P66 P67 P70	土木費	河川海岸費	河川調査費	202,208,734	70,645,960	河川整備基本方針の変更手続き及び河川整備計画の検討に不測の日数を要したため 球磨川水系（球磨川流域）
			河川改修事業費	4,685,970,538	762,807,274	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、関係機関との協議及び施工業者における人員確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため 御溝川（人吉市）外4箇所
			堰堤改良費	863,273,900	578,395,900	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため 球磨川（市房ダム）（水上村）外2箇所
			河川等災害関連事業費	3,118,314,431	1,728,209,972	令和2年7月豪雨の影響により、施工業者における人員確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため 佐敷川（芦北町）外13箇所
			単県河川改良費	932,094,023	49,635,421	令和2年7月豪雨の影響により、施工業者における人員確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため 山鹿川（産山村）外1箇所
			単県河川災害関連事業費	1,846,492,443	404,234,349	令和2年7月豪雨の影響により、施工業者における人員確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため 佐敷川（芦北町）外29箇所
			海岸堤防等老朽化対策緊急事業費	546,036,533	167,250,000	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、施工業者における人員確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため 明治新田海岸（八代市）外1箇所
土木費計				12,194,390,602	3,761,178,876	

令和3年度一般会計事故繰越し繰越計算書

河川課（一般会計）

（単位：円）

議案の 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
P74 ） P75	災害復旧費	土木災害復旧費	過 年 発 生 国 庫 補 助 災 害 土 木 費 （ 河 川 ）	144,974,773	15,900,000	資材運搬路において、他の災害復旧工事との調整が必要となり、工事施工に不足の日数を要したため 入鴨川（五木村）
			現 年 発 生 国 庫 補 助 災 害 土 木 費 （ 河 川 ）	22,108,878,000	7,182,371,116	令和2年7月豪雨の影響により、施工業者における人員確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため 亀川（天草市）外362箇所
			河 川 等 災 害 復 旧 受 託 事 業 費	50,000,000	19,322,155	令和2年7月豪雨の影響により、施工業者における人員確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため 新畑橋（南阿蘇村）
災 害 復 旧 費 計			22,303,852,773	7,217,593,271		
河 川 課 計			34,498,243,375	10,978,772,147		

令和3年度一般会計事故繰越し繰越計算書

港湾課（一般会計）

（単位：円）

議案の 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
P71	土木費	港湾費	海岸整備交付金事業費	407,304,613	59,793,000	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため 三角港海岸（宇城市）
			港湾整備交付金事業費	911,121,380	16,940,000	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため 三角港（宇城市）
土木費計				1,318,425,993	76,733,000	
P75	災害復旧費	土木災害復旧費	現年発生国庫補助災害土木費（港湾）	671,483,423	86,274,894	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、住民への事業説明に不測の日数を要したため 八代港（八代市）
			港湾単県災害復旧費	808,539,613	263,906,640	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、住民への事業説明に不測の日数を要したため 八代港（八代市）
災害復旧費計				1,480,023,036	350,181,534	
港湾課計				2,798,449,029	426,914,534	



令和2年度一般会計事故繰越し繰越計算書

砂防課 (一般会計)

(単位:円)

議案の 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
P67 ~ P69	土木費	河川海岸費	通常砂防事業費	507,873,763	84,040,000	令和2年7月豪雨の影響により、施工業者における人員確保及び資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため 妙見川(八代市) 外2箇所
			急傾斜地崩壊 対策事業費	239,097,314	55,560,979	令和2年7月豪雨の影響により、施工業者における人員確保及び資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため 木々子(八代市) 外3箇所
			単県急傾斜地崩壊 対策事業費	279,695,816	11,000,000	令和2年7月豪雨の影響により、施工業者における人員確保及び資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため 浅海(天草市)
			災害関連緊急 急傾斜地崩壊 対策事業費	680,191,977	267,567,134	令和2年7月豪雨の影響により、施工業者における人員確保及び資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため 滝の上(芦北町)
			災害関連 地域防災がけ崩れ 対策事業費	220,866,808	76,501,109	令和2年7月豪雨の影響により、施工業者における人員確保及び資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため 平国下(津奈木町)
			災害関連緊急 砂防事業費	4,639,008,114	3,340,379,425	令和2年7月豪雨の影響により、施工業者における人員確保及び資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため 川内川(球磨村) 外18箇所
			砂防激甚災害対策 特別緊急事業費	7,828,333	7,828,333	用地取得に係る関係者との協議に不測の日数を要したため 小崎川(芦北町)

令和2年度一般会計事故繰越し繰越計算書

砂防課（一般会計）

(単位:円)

議案の 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
P69 ～ P70	土木費	河川海岸費	火山砂防事業費	301,133,388	23,109,600	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、住民への事業説明に不測の日数を要したため 百山谷川（熊本市）
			火山噴火警戒避難対策事業費	40,000,000	32,067,453	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、施工業者における人員確保及び資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため 阿蘇山（阿蘇市、高森町、南阿蘇村）
			単県砂防施設維持管理費	1,256,234,323	35,890,730	令和2年7月豪雨の影響により、施工業者における人員確保及び資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため 滝の上（芦北町）外3箇所
			土砂災害警戒避難対策事業費	404,760,000	34,847,456	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、施工業者における人員確保及び資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため 阿蘇管内 外1箇所
			砂防設備等緊急改築事業費	629,264,364	210,618,203	令和2年7月豪雨の影響により、施工業者における人員確保及び資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため 中谷川（八代市）外3箇所
			特定緊急砂防事業費	70,258,141	70,258,141	令和2年7月豪雨の影響により、施工業者における人員確保及び資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため 管無田川（芦北町） 外3箇所
砂防課計			9,276,212,341	4,249,668,563		



# 熊本県建築基準条例の一部を改正する条例

(昭和46年熊本県条例第38号)

## 新旧対照表

熊本県建築基準条例(昭和46年熊本県条例第38号)新旧対照表

新	旧
<p>(仮設興行場等、興行場等及び特別興行場等に対する特例)            第28条 法第85条第6項及び第7項に規定する仮設興行場等、法第87条の3第6項に規定する興行場等並びに同条第7項に規定する特別興行場等について、安全上及び防火上支障がないと認められる場合は、第2章及び第3章の規定は、適用しない。</p>	<p>(仮設興行場等、興行場等及び特別興行場等に対する特例)            第28条 法第85条第5項及び第6項に規定する仮設興行場等、法第87条の3第5項に規定する興行場等並びに同条第6項に規定する特別興行場等について、安全上及び防火上支障がないと認められる場合は、第2章及び第3章の規定は、適用しない。</p>